

体罰の背景にあるもの

～平成24年度体罰実態調査58件の事例から～

I 平成25年1月に実施した体罰実態調査結果

	事案の程度	延べ教員数
①	平成24年度中に1～2回行ったもの	42
②	平成24年度中に数回にわたって行ったもの	11
③	部活動の指導の中で頻繁に行ったもの	5

	事案が発生した状況	延べ教員数	うち怪我等を負わせたもの
(1)	部活動顧問が部活動において生徒を指導	25	1
(2)	部活動顧問が部活動以外の場面で部員の生徒を指導（生活面、学習面の指導等）	12	0
(3)	教科担任、クラス担任等が授業や学校行事等で生徒を指導	21	3

II 個々の事例及び課題

◆部活動において比較的頻繁に行われた主な事例

- 部活動でミスをしたり、指示どおり動かなかったりした。
- だらだらした練習態度で部活動全体の雰囲気が悪くなった。
→生徒に気合いを入れたり、気を引き締めたりするため
チームの雰囲気を引き締めるため

◆部活動の指導の中での主な事例①

- 期待しているキャプテンが、期待に反する行為に及んだ。
- 選手（レギュラー）として期待しているのに、それを裏切る行為をした。
→説諭する中で、自分のキャプテンへの期待を込めるため
自分の思い（期待している選手に裏切られたという思い）を伝えるため
「叩くぞ」と言って生徒が「はい」と言ったため（生徒了解の上）

【課題】

- ・体罰という意識がない
- ・部活動においては、体罰は容認されていると思っている
- ・自らが受けてきた指導で、効果的だと思っている

◆部活動の指導の中での主な事例②

- 気のないプレーをしたり、やる気が見られない練習態度であったりした。
- 練習でも緩慢なプレーをするなど態度が悪く指導をしたが、翌日も同様の態度やプレーをした。

→生徒のプレーや態度にかっとなった、感情的になったため
生徒が連続して同じ態度やプレーをしたので、怒りがこみ上げてきたため

【課題】

- ・練習態度が悪い生徒への効果的なアプローチができていない
- ・教員のアンガーマネジメントができていない など

◆生徒指導の中で体罰を行った主な事例①

- 遅刻や授業態度、身だしなみ等の生徒指導上の問題で指導をする中で、生徒がふてくされた態度をとった、教員に向かって暴言を吐いた。

→何とか分かってほしいと思ったため
再三の注意に従わないため感情的になったため
生徒の態度に思わずかっとなったため

【課題】

- ・指導に従わない生徒への指導方法を身に付けていない
- ・教員のアンガーマネジメントができていない など

◆生徒指導の中で体罰を行った主な事例②（生徒・保護者との人間関係は良好）

- 生活態度が乱れてきた生徒を叱ったり説諭したりする中で、指導の一環として行った。

→保護者からも厳しく指導してほしいと頼まれており、生徒に分からせるためには必要だと思ったため

【課題】

- ・体罰が効果的な指導方法であると思っている
- ・自分も同じような指導を受けてきたため、生徒や保護者が了解すれば問題ないと思っている など

◆生徒指導の中で体罰を行った主な事例③

○授業中に教材の準備をしてこなかった生徒に注意をしたところ、ため口で言い返した。

○授業中に何度も注意をするが、反抗的な態度ですぐに寝てしまう。

→日頃から生徒との関係ができておらず、生徒になめられていると感じ、激高したため

日頃からこの生徒は教員の授業がよく分からないという不満をもっていて、素直に指導に従わない面があったが、生徒にここでなめられてはいけないと思ったため

【課題】

- ・ 教員の教科指導力が不足している
- ・ 生徒理解が不十分である
- ・ 生徒との人間関係ができていない など

体罰によるさまざまな影響

～信頼される愛知の教職員であり続けるために（愛知県教育委員会）等より～

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒へ指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、また児童生徒に力による解決を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあり、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為です。

体罰は、職員本人の身分を脅かすだけでなく、生徒・保護者・学校・卒業生・地域・家族等にさまざまな影響を及ぼします。

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

教職員本人への影響

懲戒処分と給与・教員免許上の取扱い

区分	内容	給与・教員免許上の取扱い
免職	教職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当は原則支給されない。 教員免許は失効し、一定期間再取得できない。
停職	一定期間、教職員を懲罰として職務に従事させない処分	<ul style="list-style-type: none"> 停職期間中の給与は支給されず、次回の昇給は停止となる。 勤勉手当、期末手当が減額される。また退職手当は減額される場合がある。
減給	一定期間、教職員の給料の一定割合（10分の1以下）を減額して支給する処分	<ul style="list-style-type: none"> 一定の給料が一定期間減額され、次回の昇給は停止となる。 勤勉手当が減額される。
戒告	教職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	<ul style="list-style-type: none"> 次回の昇給は、停止となる。 勤勉手当が減額される。

※文書訓告の処分を受けたとき、次回の昇給は抑制され、勤勉手当が減額される場合がある。

※行政上の責任に加え、刑事上の責任、民事上の責任（損害賠償等）が生じる場合もある。

※懲戒処分は、事件や処分の概要を公表することとしており、新聞報道等が行われる。

学校・他の教職員への影響

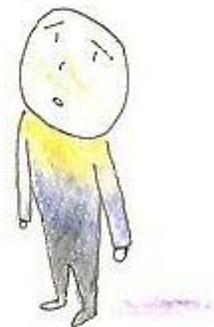
- ・管理職、当該職員による児童生徒・保護者への謝罪が求められる（臨時の保護者説明会等）。
- ・他の教職員は授業や通常業務に加え、児童生徒の心のケア等大きな負担が発生する。
- ・校長は県教育委員会へ報告しなければならない。また、県教育委員会から校長への事情聴取が行われ、校長が監督責任を問われ、懲戒処分又は行政措置を受ける場合がある。

児童生徒への影響

- ・身体や心に深い傷を与える。
- ・不登校のきっかけとなる場合がある。
- ・周囲の児童生徒が萎縮したりストレスを感じたりする。
- ・教師に不信感や不安感を抱くようになり、生徒指導が困難になる可能性がある。
- ・学習への意欲、集中力を低下させる。
- ・暴力を肯定する意識を生じさせる。

地域・保護者・卒業生への影響

- ・長い年月をかけて築き上げてきた学校に対する信頼が、一瞬のうちに失墜する。
- ・学校への不信感を招き、教育活動への理解を得るのが困難になる。
- ・P T A・同窓会等の活動への協力が得にくくなる。



《参考となる資料》

「信頼される愛知の教職員であり続けるために」

(平成 26 年 3 月 愛知県教育委員会)

教育委員長からのメッセージ「全ての教職員の皆さまへ」

(平成 25 年 2 月 12 日 愛知県教育委員会)

「人間関係づくりのためのヒント集」(千葉県教育委員会)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/shou-chuu/omoiyariplan/kyouin.html>

「教職員による不祥事の根絶—信頼される教職員であるために—(体罰根絶)」

(平成 25 年 1 月 広島県教育委員会)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/86489.pdf>

「V 生徒指導機能チェック表」(秋田県総合教育センター)

<http://www.pat.hi-ho.ne.jp/soyama/skillup/siryoku/43soyama.pdf>

「スポーツ指導者の資質能力向上のための具体的方策について」

(平成 25 年 7 月 スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議報告書)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/017/shiryoku/_icsFiles/afieldfile/2013/07/01/1335672_9_1.pdf

「体罰実態把握意を踏まえた緊急連絡会議」資料(平成 25 年 10 月 9 日 文部科学省)
月刊高校教育 7 月号「特集 いじめ・体罰のない学校づくりをめざして」

(2013. 7 学事出版)

月刊生徒指導 7 月号「特集 学校でおこる暴力」(2013. 7 学事出版)

月刊生徒指導 2 月号「特集 部活動と生徒指導」(2014. 2 学事出版)

《参考文献》

「体罰の研究」(1995 坂本秀夫著 三一書房)

「教師のほめ方叱り方コーチング」(2007 神谷和宏著 学陽書房)

「怒りとうまくつき合うために—心の学習(サイコエデュケーション)—キレない
コツを理解しよう!—」(2007 中村道彦編 金芳堂)

「キレやすい子の理解と対応～学校でのアンガーマネジメント・プログラム」

(2002 本田恵子著 ほんの森出版)

「アンガーマネジメントトレーニング—怒りを上手に抑えるためのステップガイド—」
(2007 エマ・ウィリアムズ、レベッカ・バーロウ著 星和書店)

「コーチング・マニュアル メンタルトレーニング」

(1991 大修館書店・R マートン著 猪俣公宏監訳)

「部活動と生徒指導」(2009 吉田 浩之著 学事出版)

○冊子の作成委員として、次の県立学校の教員を委嘱した。
(敬称略、平成25年4月現在)

小島 伸之	愛知県立刈谷北高等学校長
藤原 照明	愛知県立豊橋南高等学校長
磯部 明嗣	愛知県立春日井工業高等学校教頭
人見 浩司	愛知県立一宮西高等学校教頭
足田 雅己	愛知県立旭丘高等学校教諭
大橋 健二	愛知県立瑞陵高等学校教諭
渡部 純次	愛知県立春日井商業高等学校教諭
能田 康雄	愛知県立春日井高等養護学校教諭
川合 良司	愛知県立木曾川高等学校教諭
湯浅 未来	愛知県立一宮興道高等学校教諭
小川 浩司	愛知県立半田商業高等学校教諭
平田 孝夫	愛知県立豊田高等学校教諭
荒木 武徳	愛知県立豊川工業高等学校教諭

全ての子どもが笑顔になるために
—生徒理解と指導力の向上を目指して—

平成26年3月発行

愛知県教育委員会高等学校教育課
特別支援教育課
体育スポーツ課